

第17号議案

愛南町水道事業給水条例及び愛南町布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理の資格を定める条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町水道事業給水条例及び愛南町布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理の資格を定める条例の一部を改正する条例

(愛南町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 愛南町水道事業給水条例(平成16年愛南町条例第206号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第38条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(愛南町布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理の資格を定める条例の一部改正)

第2条 愛南町布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理の資格を定める条例(平成25年愛南町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月8日

愛南町長 清水 雅文

提案理由

水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条文の改正が必要となるため。

愛南町水道事業給水条例及び愛南町布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例 新旧対照表

第1条の規定による改正(愛南町水道事業給水条例)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>第1条～第4条 略 (給水装置工事の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「町長」という。)の定めるところにより、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第37条 略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 第1項略</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>以下 略</p> | <p>第1条～第4条 略 (給水装置工事の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「町長」という。)の定めるところにより、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第37条 略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 第1項略</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>以下 略</p> |

第2条の規定による改正(愛南町布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例)

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>第1条～第3条 略 (水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> | <p>第1条～第3条 略 (水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> |